

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会

## 第1回 地域自治組織等小委員会

---

# 《 会 議 録 》

日 時：平成15年7月11日(金)15:00~16:40  
会 場：石狩市議会第1委員会室

## 第1回 地域自治組織等小委員会会議録

開催日時：平成15年7月11日（金）15：00～16：40

開催場所：石狩市議会第1委員会室

### 【出席委員】（敬称略）

○委員長

佐藤 豊治

○副委員長

桐山 和郎      神田 一昭

○委員

中野 文能      堀    弘子      河合 英治      田村 嘉瑞      小林 義行  
飯尾 亜紀仁      石橋 千春      岸本 アイ      田中 宣律

### 【欠席委員】（敬称略）

越智 正男    鈴木 日出男    佐藤 克廣

### 【事務局】

工藤 泰雄    清水 敬二      松儀 倫也      佐々木 大樹      中村 裕一

【出席職員】    6人

【傍聴者数】    1人

## 議事日程

1	開会	3 頁
2	委員紹介	3 頁
3	委員長及び副委員長の互選	3 頁
4	協議事項	4 頁
(1)	小委員会の進め方について	4 頁
(2)	地域自治組織等に関する制度の概要について	5 頁
①	合併特例法期限後の合併促進の流れ	5 頁
②	地域審議会	8 頁
③	市町村合併促進プラン「片山プラン」	10 頁
④	経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003	10 頁
(3)	小委員会の運営及びスケジュールについて	16 頁
5	その他	18 頁
(1)	第 2 回会議の開催日時等について	18 頁
6	閉会	19 頁

## 1. 開 会

○工藤事務局長：本日はお忙しい中お集まり頂きまして誠にありがとうございます。

進行を務めさせていただきます、事務局の工藤でございます。只今から、「地域自治組織等小委員会」を開会致します。

## 2. 委員の紹介

○工藤事務局長：委員の紹介を行いたいと思います。お手元に配付の資料 1 の順にご紹介させていただきます。始めに、石狩市議会議員の中野文能委員でございます。石狩市議会議員の堀弘子委員でございます。厚田村議会議員の河合英治委員でございます。厚田村議会議員の田村嘉瑞委員でございます。浜益村議会議員の神田一昭委員でございます。石狩市連合町内会連絡協議会会長の佐藤豊治委員でございます。石狩市社会福祉協議会会長の小林義行委員でございます。石狩市一般公募委員の飯尾亜紀仁委員でございます。厚田村一般公募委員の桐山和郎委員でございます。浜益村自治会連合会会長の石橋千春委員でございます。浜益村自治婦人会連絡協議会会長の岸本アイ委員でございます。共通委員であります北海道石狩支庁地域政策部長の田中宣律委員でございます。

本日、浜益村議会議員の越智正男委員、厚田村一般公募委員の鈴木日出男委員、共通委員であります北海学園大学法学部政治学科教授の佐藤克廣委員につきましては、欠席でございます。

## 3 委員長及び副委員長の互選

○工藤事務局長：次に、次第の第 3 の委員長及び副委員長の互選を行いたいと思います。最初の委員会でございますので、委員長の互選について本協議会では特に定めたものはございませんので、石狩市の例によりまして、行いたいと思います。

それでは、委員長が互選されるまでの間、年長の委員の方に臨時に、その委員長の職務を行って頂きたいと思います。

現在出席中の最年長の委員は、石狩市の小林義行委員でございますので、臨時委員長という事で進めさせていただきます。よろしくお願い致します。

なお、只今の出席委員数は 1 2 名で、定足数に達しております。

○小林臨時委員長：それでは、只今、紹介がありました石狩市の小林でございます。委員長が選任されるまで臨時に委員長の職務を行います。何卒よろしくお願い致します。これより、本小委員会の委員長の互選を行います。委員長の互選の方法は、委員が推薦する事と致したいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

異議がない様ですので、互選の方法は推薦と致します。この件について発言ございませんか。はい、どうぞ。

○田村委員：特に、事務局の方で案が無いとすれば、私は石狩市の委員の中から選んで頂きたいと思います。

○小林臨時委員長：石狩市の委員からというご発言がございましたが、いかがでしょうか。

（「賛成」の声）

暫時、休憩致します。

○小林臨時委員長：休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

只今、石狩市の委員の方からというご発言がございまして、協議をさせて頂きました。石狩市の佐藤豊治委員に、委員長をお願いしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

それでは、よろしくお願い致します。以上で私の職務は終了致しました。ご協力有難うございました。佐藤委員長と交代をいたします。佐藤委員長、お願い致します。

○佐藤委員長：皆さん、こんにちは。突然のご指名を頂きまして、全く議員のバッヂ<sup>①</sup>を付けた事もなく、この様な立場になる事は考えておりませんでした。まずは、合併をするのかしないのかから始め、本当に、市民の立場で、お互いに意見を交わしながら、良い前進が出来る様、皆さんにお願いをしながら、この務めが、しっかりと出来るかどうか分かりませんが、皆さんのご指導を仰ぎながら、又、ご協力を頂きながら、頑張りたいと思いますので、よろしくお願い致します。これより、本小委員会の副委員長の互選を行いたいと思います。

互選の方法は委員の皆様の推薦と致したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしの声がございまして、互選方法は委員の推薦と致したいと思いますが、この件について発言はございませんか。

○工藤事務局長：これで3つ目の小委員会でございますが、今まで行った、2つの小委員会の副委員長は、それぞれ2名選出されております。

○中野委員：ご意見申し上げます。浜益村・厚田村から各1名ずつ推薦されたら良いと思います。

○佐藤委員長：只今、石狩市の中野委員から、厚田村・浜益村から1名ずつ副委員長を互選してはどうかという発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がございませんので、副委員長に厚田村から桐山委員、浜益村から神田委員を選任致します。それでは、副委員長に選任されましたご両名から、ご挨拶を頂きたいと思います。

○桐山委員：何も経験のない者ではございますが、指名されましたので一生懸命やりたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○神田委員：浜益村の方からは私が副委員長ということになりましたけれども、未熟ではございますが、よろしくお願い致します。

#### 4 協議事項

○佐藤委員長：それでは協議事項に入りたいと思います。始めに、「(1) 地域自治組織等小委員会の進め方」について事務局より説明を求めます。

○松儀総務班長：事務局の松儀と申します。「地域自治組織等小委員会の進め方」資料2につきましてご説明させて頂きます。

本小委員会は付託事項であります協議項目10地域審議会の取扱いと、協議項目14組織及び機構の取扱いについて協議することとなっております。まず、地域審議会の取扱いについてですが、これは合併後の旧市町村の各地域において、住民が行政や住民サービス等について意見を述べることの出来る仕組みを作り、不安を持つ事のないよう、また、地域に何らかの自治的要素を取り入れ、合併後のまちづくり等に役立てようとして協議項目としたところですが、第27次地方制度調査会の中間報告におきまして、合併後の基礎的自治体のあり方の一つの選択肢として地域自治組織が述べられている事から、地域審議会に限定せず、地域自治組織等として、広く地域

のあり方について小委員会でご協議頂こうと思っております。地域自治組織等の検討は住民自治のより一層の実現や地域過疎の進行を防ぐためにも大切であり、合併を協議する上で地域のあり方を決める最も大事なポイントであると考えております。今後の小委員会の進め方と致しましては、まず、最初に地域自治組織等に関する情報収集や調査・研究を行い、理解を深めることに努めたいと考えております。まだ制度的に明確となっていない部分が多い事から、当面は国等の動きに合わせ、情報収集を行い、必要に応じて勉強会的に小委員会を開催したいと考えております。

その次の段階と致しましては、各種情報等をもとに、3市村が合併した場合の地域のあり方をご協議頂きたいと考えており、現時点の方向性としては、資料にありますとおり①～④までの4パターンが考えられるところです。①と②につきましては、第2回協議会で共通委員のお2人に解説して頂いた地方制度調査会の中間報告による「地域自治組織」の2つのタイプです。③と④につきましては、現行の合併特例法に基づく「地域審議会」を設置するか、しないかという2つのパターンを掲載しております。当面、本小委員会におきましては、この4つのパターンについて調査・研究を進めて参りたいと思っております。なお、①～④の制度の概要につきましては、後ほど詳しく説明させていただきます。

次に協議事項の組織及び機構の取り扱いについてですが、矢印の一番下を見て頂きたいと思っております。各パターンに「支所等のあり方」と書いてあります。住民の皆さんの不安の大きなものに行政区域の広域化による住民サービス低下の声があり、これを払拭するとすれば、やはり、「支所・出張所のあり方」にあると考えております。これは、地域自治組織等のあり方により、その内容が大きく左右されるものであることから、地域自治組織等の協議に引き続き、「支所等のあり方」についてご協議して頂きたいと考えております。また、協議会で継続協議中の、合併の方式、新市の事務所の位置の決定結果にも影響を受けることとなる事から、協議会の経過を見据えながら、ご協議頂きたいと思っております。最後になりますが、国の動向についてであります。地域自治組織については、まだまだ制度として確定したのではなく、地方制度調査会の最終答申を受けた、新しい法律の制定や、関係法令の改正、また、三位一体改革による地方の税財源のあり方を見極める必要があります。事務局と致しましても、情報提供に努めて参りますが、委員の皆様におかれましても、今後の新聞報道等に注目して頂ければと考えております。

○佐藤委員長：事務局からの説明が終わりましたので、協議に入りますが、何か、ご質問があれば、お名前の後に発言願いたいと思っております。ございませんか。質問がない様でございますので、「地域自治組織等小委員会の進め方」について、事務局の説明の通り取り進める事と致します。ご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

異議がない様でございますので、その通り進める事に致します。それでは、次に進みたいと思っておりますので「(2) 地域自治組織等に関する制度の概要について」これも、また事務局より説明を頂きたいと思っております。

○清水事務局次長：事務局の清水でございます。私の方から、この点につきまして、ご説明させていただきます。まず、資料3をご覧ください。「合併特例法期限後（平成17年4月1日以降）の合併促進の流れ【中間報告】」について、ご説明致します。この件につきましては、第2回合併協議会で石狩支庁の田中地域政策部長より、ご説明頂いた事項でございますが、大変、この小委員会として関わりが深いというより、そのものの検討となりますので、再度、ご確認の意味で私の方からご説明させて頂きたいと思っております。まず、合併特例法後の合併促進の流れですが、

合併特例法は、資料の上の方にも書いてありますが、平成17年3月31日で切れまして、平成17年4月1日から新しい法律を作るという流れになってきております。それについてご説明致しますが、まず、財政支援措置についてで、合併特例法では、合併特例債や、合併算定替、これは交付税の財政措置でございますが、この様な種々の財政支援措置がございます。これが平成17年の3月31日で一応は終わってしまい、それで、4月1日からの新しい法律では、合併特例法での、そういった財政支援措置は原則では、なされないという様な形となっております。新しい法律というのは、今のところの中間報告では、合併に関する障害を除去する為の特例が中心となる形で考えている様でございます。

その次に、中段の「合併後の住民自治」でございますが、まず、合併特例法では、「地域審議会」を置くことが出来る旨となっております。地域審議会は地域の実情に応じて設置していくという形になります。これにつきまして、少し詳しくご説明したいので、資料4をご覧ください。資料4の一番下の所の、【留意事項】という所を見て頂きたいのですが、①地域審議会の設置は、それぞれの地域の実情により判断されるべきものであり、全ての合併市町村に置かなければならないものではない。また、置くこととなった合併市町村にあっても、全ての合併関係市町村の区域に置かなければならないものではないという形となります。②地域審議会の設置は、従来一体性のあった合併関係市町村の区域を単位とするものであり、2つの合併関係市町村を併せて1つの地域審議会を置くことや、1つの合併関係市町村を分割し複数の地域審議会を置く事はできないという形となっております。③設置期間は、地域審議会が合併直後に設けられる特例的な制度である事から、合併関係市町村の協議により定める一定期間に限られてしまう期限のあるものであるという事でございます。また、合併後の設置期間の変更は一般的には適切ではない、あまり認められないのではないかというふうに考えられているところでございます。資料3の方に戻ります。以上の留意事項の様な状況がありますので、例としまして、a市、b町、c村が合併し、1つのA市となった場合の地域審議会を、b地域審議会、c地域審議会の2つという形に、わざとしておりますが、ある程度の組み合わせは自由ですので、a市にも地域審議会を置くといった形も可能であり、考えられます。これらは、合併特例法での地域審議会の置き方でございますが、次に、新しい法律では、こういったものが出てくるのかと、それが「地域自治組織」でございます。これについてご説明致します。まず、「自主的な判断による地域自治組織の設置」がございます。これは、図の様に、合併前の全団体に地域自治組織を置くという事も出来ますし、置かないという事もでき、選択性となる見込みでございます。その下の※についてですが、「合併前の全団体が地域自治組織を設置し、包括的な基礎的自治体を形成する事も可能」、つまりa市、b町、c村の全てに地域自治組織を置き、それで1つの基礎的自治体を作っていくという考え方も可能だという事でございます。次に、もう一つ下の※でございますが、「知事も、一定の場合に、小規模な市町村等を対象として、地域自治組織の設置による包括的な基礎的自治体を形成すべき事を勧告」、つまり地域自治組織を作り、包括的な基礎的自治体を作っていくべきだという事を知事は勧告出来るという事であり、これにつきましても中間報告の中で述べられております。こういった事で、自主的な判断により合併が進んで行くという形をとろうとしているのですが、一定期間経過した後もまだ合併が進まない状況にある団体についてはどうするのかというのが、この矢印の右側であり、それについてご説明したいと思います。「知事の決定による設置」なのですが、例をご覧くださいと思います。d市、e町、f村の3つが自主的な判断で合併し、D市を構築しようと考え、その時に、地域自治組織はe町、f村の2区域に置き、作って行こうと考えているとします。下

の所にg村というのがございますが、g村は一度は、d市、e町、f村との合併について協議をしましたが地理的条件や財政的条件等により協議が整わず、合併に参加しないという形となってしまった村とを考えてください。そうしますと、まず一義的にはD市の中にg村は入りませんが、g村が、その後考えた末、やはりD市の中に入れてもらいたいという形になったとします。そうした場合、地理的条件や財政的条件でいったんご破算となっておりますのでなかなか簡単に上手くいかない。それで北海道知事の方にg村自らが申し出るというのが、下の吹き出しの囲い込みの部分なのですが、自ら道へ申請し、知事が関係市町村の意見を聞き、道議会の議決を経て決定しうるこういう仕組みが地方制度調査会の中で考えられているという事でございます。これに沿いますとg村は知事に申請を行いまして、知事がD市の方に合併してみてもどうかと、意見を聞きます。その時に意見を尊重するのは当然でございます。それをもとに道議会の議決を経て、g村についてはD市に入って頂き、地域自治組織を作って頂くという様な流れを考えているというところでございます。ただし、ここで具体的な内容というのは本当にまだ分かっておらず、検討中という形でしか地方制度調査会の中間報告で現れていないのですが、このやり方については、やはり強制的な合併の要素が見受けられます。まず、受け入れ側、つまり、この場合で言えばD市なのですが、ここがg村の受け入れを拒んだ場合、それでも道がg村がD市に入った方が良いと議決してしまえば、その通りD市に合併するという形になるのかどうかなど、こういった点が中間報告では触れられておりません。ですから実態として、どのような取扱いになってくるのか、現実的にはまだ不明であるということをご理解頂ければと思っております。一応、考え方としては示されておりますが、制度の詳しい内容は今のところ不明でございます。次に一番下の下段になります特例方式についてご説明させていただきます。自主的合併や知事の決定による合併ができず、基礎的自治体としての十分な自治体経営、そういった財政基盤を備えられない市町村が出てきてしまうと考えられます。それが例のh村でございます。自分で一人立ちして自治体経営が出来ない場合、矢印横に進みまして、＜組織機構の簡素化＞つまり自分達の出来る所を出来るだけ簡素化していき、そういう事を図った上で、「特例的団体」としてh村は北海道との関係に入るという形になります。これはどの様なものかといいますと、一番下の右端に書いてあります、【事務配分特例方式】というものとなります。これは特例的団体として法令に義務付けのない自治事務及び法令に義務づけられた事務の一部のみを処理するという形になります。どういう事かといいますと、法令に義務付けられない自治事務でございますので、お祭り等のイベント等の単独事業的なものや、法令に義務付けられない一部の事務、通常の役所の業務で言えば、恐らく、推測ではございますが、窓口業務的なものになろうかと思えます。そういったものに特化したものが、h村の業務になろうかと推測されます。それ意外の業務につきましては、道の方で事務を処理していくという、この様な事が検討されているというところでございます。この部分につきましても、地方制度調査会の中間報告ではこの様な事を言っているわけでございますが、具体的な内容については、今のところ不明でございます。具体的にちょっと考えてみますと、特例的団体が5つ6つと数が出てきてしまった場合、北海道として受けられるのだろうかという問題も発生してきます。なぜかという、ご存知の様に北海道というのは非常に財政難で、今、苦しんでいる団体の一つでございます。そうなりますと、その様な団体が幾つもあれば、事務的支援や、財政的な持ち出しというのが、多額になってくる事も十分考えられ、北海道としてもなかなか受け入れられないかもしれません。これらの場合について、なんらかの財政的とか補填とか国の中で考えられるのか、若しくは、単独に地方だけで考えていかなければならないのか、地方だけで考えるにし



ても、都道府県で受けられない場合については先程言いました様に斡旋により議決を経て合併してもらおうという道を行ってもらわなければいけないのかなど、今のところはまだ、色々な部分が制度的に不明でございます。これらについても注意して見ていかなければならない状況になるという事をご理解頂ければと思います。

次のページでございますが、「地域自治組織の制度比較【中間報告】」についてご説明したいと思います。これは、今後、この小委員会で考えて頂きたく「地域審議会」、「地域自治組織」これらについて比較した表でございます。まず、地域審議会につきましてご説明致します。根拠となる法律というのは先程来言っております通り「合併特例法」でございます。「組織の性格(法人格)」でございますが、「地域審議会」に法人格はございません。合併市町村の附属機関となる所でございます。次に「事務等の考え方」でございますが、これにつきましては地域審議会の説明資料であります資料4を見て頂きたいと思っております。上の方の【目的】という所を見て頂きたいのですが、「地域審議会」については「合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映していく為の制度」という様に目的として定義付けられております。次に、【制度】のところを飛ばしまして、【役割】の所なのですが、役割としましては、「地域審議会」がどのような任務を持つかについては、合併関係市町村の協議により決まってくるようになっており、合併協議会において決めていく事は可能だという事になっております。ですが、一般的には次の様な事項が想定されるという事で、大きく二つ出ております。一つ目は「合併市町村の長の諮問に応じ意見を述べる事」これはどのような事かと言いますと、市町村建設計画の変更、市町村建設計画の執行状況、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用、予算編成の際の事業等に関する要望、基本構想、各種計画の策定・変更、住民の行為等が規制される地域の指定、これらについて長の諮問に応じ、その地域の状況について意見を述べていくという事でございます。2つ目が「必要に応じ合併市町村の長に意見を述べる事」これにつきましては、市町村建設計画の執行状況、公共施設の設置・管理運営、福祉・廃棄物処理・消防等の対人的施策の実施状況、これらなどにつきまして、長に地域の状況を意見として述べていくといった、この様な2つの大きな事が考えられる所でございます。平たく言ってしまうと、その地域における地域のまちづくり、それらについて関する事項をまとめ、意見として合併市町村長に伝えていくという役割なのかと考えるとところがございます。先程の資料3の2枚目の表に戻ります。この様な事を「地域審議会」は、やっていくわけなのですが、そのやっていく機関でございます。その機関としましては、構成員の定数、任期、任免などの組織や運営に関する事項は、合併関係市町村が協議会において協議し、決めていく事となっております。それから地域審議会が合併関係市町村の協議によって定められた一定の期間に限り、設置されるものがございますが、主に関わりとしましては、市町村建設計画との関わりが非常に深い諮問機関という形になりますもので、市町村建設計画の期間は通常5～10年とされており、これに合わせた期間とする事が適当とされているところがございます。ちなみに当協議会の事務局で作っており、今のところ考えている建設計画の期間は10年間でございます。次に財源でございますが、財源としましては独自の財源はございません。地域審議会はいくまでも諮問機関でございますので、直接、事務を執行する事は無く、独自の財源は考えられないという事でございます。次に「地域自治組織」についてご説明いたします。これは、先程来言っている様に平成17年4月1日以降の新しい法律によるもので想定しているところがございます。「地域自治組織」にはタイプが2つございまして、「行政区的なタイプ」、「特別地方公共団体とするタイプ」でございます。まずは「行政区的なタイプ」についてご説明致します。組織の性格で

ございますが、これは法人格を持ちません。基礎的自治体つまり合併市町村の組織の一部という形を取ります。事務等の考え方でございますが、これにつきましても、基礎的自治体の組織の一部として事務を分掌して行くという形となります。次に機関でございまして、「行政区的なタイプ」としては、その長はまず、基礎的自治体の長（合併市町村長）が選任するという考えとなっております。ただし、ここで、長が選任する職の者が特別職つまり助役とかそういうものなのか、一般職つまり市でいえば部長級とか、そういう者が就くのか、これらについても、今のところは明確にはなっておりません。また、選任に当たりましては地域審議会の意見聴取や、基礎的自治体（合併市町村）の議会の同意も得ていく、というのが検討されているというところでございます。「行政区的なタイプ」については、地域審議会を機関の中に置くという形が考えられております。しかし、この地域審議会が合併特例法でいう地域審議会と同じ物なのか、名前は同じでも違う役割を果たすものなのか、その辺の具体的な所が今の所まだ不明でございます。そして、この地域審議会については議決機関ではないという事をご認識して頂ければと思っております。その役割なのですが、地域自治組織の諮問機関という役割になります。委員は公選又は住民総会による選出、これらについて検討されているところでございます。それから事務局を置く事が出来るという形となっております。財源なのですが、これも基礎的自治体の組織の一部として、組織されますので、予算措置という形で独自の財源を持つという事にはならないと考えられております。ですので、予算の編成権、審議権等は「行政区的なタイプ」の中には当然ないものと思われまます。次に「特別地方公共団体とするタイプ」の組織の性格でございまして、これは唯一法人格がございまして、基礎的自治体（合併市町村）の補助機関の地位を兼ねることが出来ることとなっております。法人格を有するため、設置に当たっては都道府県知事の関与、設置の許認可などが必要ではないかと検討されているところでございます。次に事務等の考え方でございまして、「基礎的自治体（合併市町村）の事務で法令により処理が義務付けられていないもののうち、当該地域自治組織の区域に係る地域共同的な事務を処理」、なかなか分かりにくい言葉ではございますが、簡単に言えば先程言いました地域のお祭り等のイベント等の単独事業が考えられるのではないかと思います。次に「法令による基礎的自治体（合併市町村）が処理する事が義務付けられている事務を処理する事も検討」と書いておりますが、これはどういう事かと言いますと、市町村の役場が通常やっている業務のうちの一部ではないかと思われまます。具体的な事は分らないですが、窓口的なものなのか、又それ以上の色々な事務についてもこの「特別地方公共団体とするタイプ」にお任せする事となるか、これらについても今のところはまだ不明でございまして。機関については、執行機関としましては議決機関の互選又は基礎的自治体の長（合併市町村長）による選任等とすることが検討されております。「特別地方公共団体とするタイプ」については、「議決機関」を持つ事が考えられております。構成員は公選とし、住民総会による選出を可能とすることも検討という事が考えてられているところでございます。また、事務局を置くことができます。職員については基礎的自治体（合併市町村）からの派遣又は兼務を原則とする様な形となり臨時職員の採用も可能というふうに考えられている様でございまして。財源ですが、「原則として、基礎的自治体（合併市町村）からの移転財源による」とありますが、つまり新市からの移転財源によって運営するという形が考えられております。ただし、課税権つまり税をとる権利、地方債の発行権限つまり借金をして事業を行う権利・権限は認めないという様な形となっております。地方公共団体で通常、北海道の場合ですが、一番重要と考えられております一般財源で地方交付税というものがございまして、地方交付税については、「特別地方公共団体とするタイプ」については

直接的には入らず、基礎的自治体について、算定、交付する、つまり新市の方に入っていく、その中から移転財源としてお金が来るといふ流れになるのではないかと考えられるところがございます。これらの移転財源から行う事業、それ意外の事務事業をこの特別地方公共団体とするタイプが行おうとする場合についてなのですが、そういった場合につきましては、何らかの住民負担を求める事が出来ると、この様な事についても検討されている模様でございます。これはどの様な負担かと。課税する事が出来ないのに住民に負担を求める事が出来るといふ事を考えますと、通常考えれば、使用料、手数料、負担金の類に対して、そういう事を課する事が出来るといった権限なのかなと思われそうですが、実態、詳細については、今のところ不明でございます。以上が今の合併特例法期限後（平成17年4月1日以降）についての、第27次地方制度調査会での中間報告の内容でございます。

引き続きまして、資料5を見て頂きたいのですが、これは「市町村合併促進プラン」と言いまして、総務省の片山大臣が作ったと言われる片山プランと言われるものでございます。これは第27次地方制度調査会の動きに連動して国、総務省として動きがあるというところをご理解頂きたい、ご説明したいと思います。地方制度調査会というのはあくまでも首相の諮問機関でございまして、そこでの決定事項・答申事項がそのまま制度となるものではございません。それが、国の方でどの様に考えて法案化していくかとなると、総務省というものが中にはいつてきます。その総務省がどの様に動いているかという所を簡単にご説明致します。6ページをご覧下さい。「3. 市町村合併を推進するための法的対応」でございます。まず、「①市となるべき要件の特例の延長」、これが今行われておりまして、7月2日に法案が通り、3万市特例が引き続き1年間延長となっております。「②現行の市町村合併特例法の経過措置」について、平成17年3月31日までに合併する事を決め、議決を経て申請を行ったものについては、平成17年3月31日を越えて合併しても財政措置の特例は適応するという事を法改正で行おうとしておりまして、次期国会に提出する予定と、この様に国は考えているみたいです。次は7ページに参りまして、「③市町村合併推進のための新たな法律の制定」でございます。先程來說明している新法につきましては次期通常国会に法案を提出する予定という事が書かれております。その内容としまして、「ア市町村合併に関する構想（仮称）の策定」「イ都道府県によるあっせん、勧告等」「ウ地域自治組織（仮称）制度の創設」、ここで地域自治組織が出てくるのですが、下の方にあります様に「①行政区的なタイプ（法人格を有しない）」、「②特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する）」、今ご説明したものについても、総務省の方で現実に考えられており、これが法案化されていく可能性が非常に高いというところをご説明させて頂きました。次に資料6でございますが、これは三位一体改革についての要約版でございます。今申しましたのは27次地方制度調査会での組織の動きでございましたが、三位一体改革の方はお金の動きでございます。お金の動きというものは直接的には地域自治組織には影響しませんが、交付税等に多大な影響を与え、その財源を移転財源等で賄ったり予算で賄っていく地域自治組織にとっては大きな影響のあるところがございます。簡単にご説明致しますと、2ページをご覧になって頂きたいと思えます。「（2）三位一体の改革の具体的な改革行程」、ここの中で具体的な動きが出てきております。①としまして国庫補助負担金の改革が行われます。ここでは概ね4兆円程度を目途に補助金等を廃止し、縮減等の改革を行う。その際、公共事業関係の国庫補助負担金等についても改革を行うという様な形で動いております。「②地方交付税の改革」、ここには色々な事が書いてありますが、まず、交付税の総額を決める時に重要で大元となる計画である地方財政計画、この歳出を徹底的に見直し、地方交付税額を抑制し、財源保

障機能を縮小するという様な形で、地方にとっては非常に痛い内容となっております。それから、その中で重要なものとしまして3ページの上の方の「(ii) 算定方法の簡素化及び段階補正の見直し、基準財政需用額に対する地方債元利償還金の後年度算入措置を各事業の性格に応じて見直す。」これは簡単に言いますと、小規模団体に対しての割増措置をどんどん、ある程度無くしていきますよという地方にとっては痛い条項となっております。「③税源移譲を含む税源配分の見直し」となっておりまして、○の二つ目に「税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。」とありますが、これは消費税、所得税を目途としているとは思われますが、明記はされませんでした。その次の○に、「補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。」とありますが、この意味としましては、基本的には補助金を削減し、8割程度それを地方に委譲するという形になるのですが、義務的な事業については、効率化を図った上、全額委譲するという内容でございます。この様な形で税源委譲が進むという事を簡単ですがポイントとしてご説明させて頂きたいと思っております。以上、雑ぱくではございますが説明を終わりたいと思っております。

○佐藤委員長：ありがとうございます。以上、事務局からの説明が終わりましたので、協議に入りたいと思っておりますが、何かご質問がございましたら、お受け致したいと思います。何かございますか。

○小林委員：小林ですけれども、資料3に「合併後の住民自治」というのがありますね。この例はb町とc村が合併しA市になり、従ってb町とc村に地域審議会を置くという事を示しているのですか。

○佐藤委員長：事務局、よろしいですか。

○清水事務局次長：その事についてご説明致します。資料4の1ページ目下の【留意事項】をもう1度ご覧下さい。ここの①の内容につきまして、地域審議会の設置というのは、それぞれの地域の実状によって判断されるものであり、全ての合併市町村に置かなければならないものではなく、置いて置かなくても良いのですが、また、置く事となった場合にあっては全ての合併関係市町村の区域に置かなければならないものではないという内容になっております。つまり、この例の場合、a市、b町、c村があった時、この3つが合併しても、a市、b町、c村の区域全部に地域審議会を置かなくても良く、置いて欲しい所だけに置いて良いという事を言っております。3市村に置き換えて話しをしますと、石狩市、厚田村、浜益村のうち、厚田・浜益が地域審議会を置いて欲しいと言い、協議会で置く事となったとしますが、仮に石狩市が、うちは置かないよというふうになった場合については置かなくても良いという事でございます。逆に、3団体供置くという事も出来ますし、一部だけ置かなくても良く、そういった組合せが自由だという事を言っております。

○佐藤委員長：小林委員、よろしいですか。

○小林委員：了解しました。その次に、三位一体の事なのですが、新聞等を見ますと道が試算をしたならば、道も80～90億不足するのではないかという内容が書かれていたのですが、その事についてはどうお考えですか。

○佐藤委員長：事務局、よろしいですか。

○清水事務局次長：道の試算の減ってくるだろうというのについては、それは、交付税で入ってくる分も減りますし、その代わりに振替えて、税とか、つまり、補助金や公共事業をする事を止めて、税収として上乘せするという形で、移転財源が国から入ってくる予定なのですが、その分、

移転されるものが、まともに全額入ってこないのではないかという、そういう試算だという事でございます。その事について先程のもので説明しますと、資料6の3ページの真中にあります「③税源移譲を含む税源配分の見直し」の○の3つ目、先程私が読みました、「補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。」つまり100パーセントいかないという事であり、もし仮にその補助金を1兆円やめたとしたならば、1兆円を国から地方に振替える時は8千億しかいかず、その2千億というものについては、国の自分達の財政難を補てんするものに使うとか、又、その2割程度というのは地方で使う分を節約して圧縮出来る範囲がその2割、だから8割位しか渡さないよと、こういう事を言っている訳で、ただし義務的な事業として法律で定められて国がどうしても補てんしなければならないと決められているものについては、全額渡すが、全額渡す前提としては、地方における徹底的な効率化つまり節約を図った上で全額であったら渡すという事ですので、その目減り分が新聞に書かれていたのではないのでしょうか。ただ、道で試算した資料というのは私の手元にはございませんので、具体的な内容については、ちょっと分かりません。

○佐藤委員長：はい、ありがとうございます。他にございますか。はい、お願いします。

○桐山委員：厚田の桐山です。今、資料を頂いて大変よかったなと思っておりますが、旧自治体の委員としまして、住民としまして、審議会が立ち上がった当時は、中間報告も何もなされておられませんし、新聞等でもさっぱり情報がありませんでした。それで、合併特例法の第5条の4というのは、その頃分っていたのですが、現行では審議会を設けるという事のみしかなく、そういう状況の中で合併協議会が立ち上がったわけですが、どういうことになるのかなと、旧自治体の住民の一人としまして、中間報告が近くなされる、又、11月には最終報告がなされるという事が報道されておりましたので、この委員会に参加させて頂いた時には、皆さん方にその中間報告なり、最終報告を尊重し、旧自治体の住人に理解の出来るものを一つとって頂きたいという事を常々思っていたわけです。そんな事で情報を載せている雑誌「ガバナンス1月号」がありまして、逢坂ニセコ現町長の私案等も載っておりました。地域振興局的なものを置いて助役等を配置して旧自治体に対応出来るという私案等も載っておりましたので、石狩の委員の皆さん方には、そういった点も一つ理解して頂き、この審議会を進めて頂きたいものだなと常々思っていたのですが、只今、中間報告に基づきまして2通りのうち今現行法ですね、それから中間報告でなされた地域自治体の組織というのが2通りでしておりますが、一つ審議会のみでしたら、単に意見だけを申し上げると、今の有権者の数からいきますと、石狩市で当選するという様な事を考えますと、恐らく浜益にしましても、厚田にしましても市会議員は恐らく2名から、上手くいって3名位ではないかなと。こんな事を考えますと、今の地域審議会だけでは十分な意見が反映出来ないと、ただ意見だけは持つ事は出来ましても、不足ではないかなと考えまして、どうか、この中間報告でなされました事を尊重して頂いて、これから審議を進めて頂きたいなという気持ちでいっぱいでございます。以上でございます。

○佐藤委員長：はい、ありがとうございます。事務局、この事については何か所見でもあれば。

○清水事務局次長：まさしく、この小委員会というのは、そういうところをやって頂くところでございますので、この様な地域自治組織、その地域について合併後の住民自治をどうしていくのか、どの様な地域運営をやっていくのか、合併特例法による地域審議会にするのか、新しい組織を考えるのか、又、選択肢としては、これらを全部置かないという選択肢も乱暴ではありますがございます。その中で石狩独自としてのものを何かまた考えるのか、そういう事も選択肢にある

事はあります。そういった事を含めて合併をする場合に至って、どのようなやり方が一番良いのかというのをご協議頂ければと考えておりますので、一つよろしくお願い致します。

○佐藤委員長：はい、ありがとうございます。先程は厚田の桐山さんからご発言がございましたが、浜益さんからご意見ないでしょうか。

○神田委員：はい、私の方から。やはり合併を前提に考えた場合、旧町村、そこの自治がどういふふうになるかという事は、そこに住む住民の人々にとっての最大の関心事だと思いますが、これから国の方針が、まだまだどのような形で出てくるのか、その辺を十分に見極め、そして、今、桐山委員がおっしゃった様な事を十分考えて、この場で意見を申し述べたいと思いますけれども、今の段階ではまだまだ、どうして欲しいという様な状態にはなっておりません。

○佐藤委員長：今のご意見については、事務局として、どういう受け答えになりますか。

○清水事務局次長：はい、その通りでございます。

○佐藤委員長：やっぱり、これは話し合いの数をもっと重ねていかないと結論を出していけないのではないかと思いますね。はい、桐山委員をお願いします。

○桐山委員：現行法の中で進めていったら良いのではないかという様な意見をどんどん出されたので、私は、それは困るなという様な事も含めて申し上げたんです。資料として出されていますから、そんな事は無いと信じますけれども。

○佐藤委員長：どうですか、議員さんの方から何かないでしょうか。はい、お願いします。

○堀委員：いいですか。先程の説明の中で地域審議会は地域の実状により判断されるべきものであって、置かなければならないものではないという事でしたが、資料4の中にございました「地域審議会の設置状況」は設置している所の状況について載っているのですが、設置していない所というのはあるのですか。

○佐藤委員長：事務局をお願いします。

○清水事務局次長：設置していない所は結構多くございまして、設置していない所の方が多いという感覚でございます。今、数字は持って来ておりませんが、「1. 合併市町村で地域審議会を設置している事例」では6つございます。それに対して、合併しているとかで、もっと多ございますのでそれから考えると設置していない所の方が多いのかなと思います。地域審議会を検討中の所の合併協議が多くございますが、扱いの内容が自分達の協議会でいかように定めるかによっても変わってくるかとは思っておりますけれども、非常にやはり、良いものとして扱える場合もあるでしょうけれども、メリットの反面、デメリットがあるという事で、それは一体性を欠いてしまう場合があるという、そういう所も気を付けなければならないという議論は色々されているみたいでございまして。そういう事をひっくるめて、この場でもご協議願えればと思います。

○佐藤委員長：今のお答えでよろしいでしょうか。

○堀委員：いいです。それでもう一つあるのですが、地域審議会のところでは地域の実状に応じて設置という事で、地域自治組織のところでは自主的な判断による設置と知事の決定による設置というのがございますが、実際に今のところ、自主的な判断による設置で行っているという事はないのですか。

○清水事務局次長：地域自治組織というのは先程来言っております様に平成17年4月1日以降、新法によって作られるであろうという想定の下にやっておりますので、丁度そこら辺の時点というのが、私達3団体が合併するのとぶつかってくる時点に近いわけでございますので、であれば、それを取り入れる事を先取りして考えていくという話になりますので、今はまだ制度になってお

りません。ただ、第27次地方制度調査会の中では自主的な判断というのは要するに選択性があるという事を示しており、する事も出来るだろうし、しなくても良いよと、この様な形で決まってくるのではないかというふうになっております。「自主的な判断による設置」というのは、この様な表現となっております。

○佐藤委員長：どうですか、ご理解頂けたでしょうか。

○堀委員：平成17年4月以降という事で、まだ中間報告しか出ていなくて11月に最終答申になりますよね。最後1月位という事で、まだ何も決定していないところや不明だということが多かったんですけど、ここの話し合いとしては、その自主的な部分というのはその平成17年3月31日までにしますよという事になった時点でこういう事が、自主的とかという事が出てくるというふうに思っていて良いのですか。

○佐藤委員長：事務局、よろしいですか。

○清水事務局次長：そうですね。その関連で資料5の方で、国の考え方なのですが、「市町村合併推進プラン」、この片山プランの中の7ページをご覧いただきたいのですが、③市町村合併推進のための新たな法律の制定」、これについて、今、国の方で考えていると。それで、この法案を、ちょっと読ませてもらいますと、「現行の市町村合併特例法の失効（平成17年3月）以降の新たな市町村合併推進のための法律について、地方制度調査会における議論を踏まえて検討を行い、速やかに法律案を次期通常国会に提出。」つまり法案を1月の国会にかけていくということは、すでに、明らかになるのは、恐らく10月、11月位から徐々にみえてきまして、本答申が11月頃にはすでに見えてきて、12月にはすっかり姿が見えてくるという状況になりますので、それらを受けて、詳しい議論を進めていければという様に考えております。その中味として、「ウ地域自治組織（仮称）制度の創設」の中で同じ様な「行政区的タイプ（法人格を有しない）」とか「特別地方公共団体とするタイプ（法人格を有する）」の両方を、もう、すでに国は念頭に置いているという明記をしておりますので、当然私どもの小委員会としては、これを意識して議論して頂ければと思っておりますのでございます。

○佐藤委員長：はい、少しは見えてきたのかなという感じですね。他にございませんか。はい、田村委員。

○田村委員：厚田の田村です。やっぱり私達は、今の1市2村の合併については、5万5千人と、2千人や3千人の町のわけですから、最低限、2村については、自治組織というものは私は必要だというふうに思います。という事は、やっぱり本当に地域も沿革の淵にありますし、いろいろ住民の対応等考えますと、法人格を持つ、今新しい法律で言っているそんな事まで私は必要ないと思いますけれども、地域で村民の意向をきっちり話し出来る組織というものを是非作って頂きたいというふうに思います。そういう事で、これからの審議の中で十分に皆様方のご理解を得て、合併がスムーズに進む様をお願いをしたいと思います。

○佐藤委員長：はい、小林委員。

○小林委員：あの、地域審議会というのは、私はこの前の合併協議会の時に申し上げましたが、これは、厚田村には、長い歴史で築き上げた個性があります。それを村民性とでも言いましょか、浜益には浜益の村民性がありますよ。そういうものを私は本当に大事にしなければいけないなと思います。その中で接点を求めていくと、地域審議会というのは、合併の動きがあったならば、やっぱり作らなければダメだと思うんですよ。それから、私が常々思っているのが、例えば交付金の問題を一つ取り上げてみますと、交付金だとか、そういうふうなものについては、憲

法の25条による根拠がある。これは、私は全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するわけですから、その権利を、やはり、国はきちっとやってきたと、そういう事が言えるのではないかと思う。ところが、その権利をきちっとやってきたところが、大赤字になってしまったと。とにかく国の財政は、地方も去る事ながら、国の財政も危なくなっていると。そこで、割増の交付は順次やめていきますよだとか、そういう事で地域ごとに再編成して、お互いに、この財政を皆でもって維持する事を考えていこうという、そんなふうな事になりつつあるなど。石狩市の財政力指数は資料によると0.6位、厚田、浜益共に0.15位という事で財政は危機に瀕している。割増の交付金が減って自分達でやりなさいよと、こういう事にはですね、それはなかなか出来ない事だなあとと思います。これはやっぱり時代の流れだなあとと思います。従って、政府の動きは、今、神田委員がおっしゃいました様に、事務局が一生懸命、情報を入れて、やってくださるわけですから、それで、我々は勉強していくと。とにかく、石狩市、厚田村、浜益村の現状はどうなのかという様な事を、私は大局的な立場に立って、お互いが考え合っていかなければならないのではないかと思います。吸収合併とかいう考え方は通用しないと思います。もっと、大局的な立場に立って我々はやっぱり進めなくてはならない。従って地域審議会も本当に大事にしなければならぬ。市議員は2～3人しか出られないとなれば、石狩市ばかりが良くなってしまって、2村が干されてしまう可能性もあるので、実際にそうなってしまえば、とんでもない話しだと思う。だから地域審議会は4年、5年、10年と書かれておりましたが、そういう機能を本当に大事にして今後やっていかなければならないという真剣な思いがあります。

○佐藤委員長：ありがとうございます。只今の小林さんの様な意見を皆様の胸の中に沢山持っているのだと思いますが、知らない者同士が話し合っていくわけですから、恥ずかしいとか、そういう事ではなくて、小さい事から、やっぱり、きちっと整理していった方が良いと思います。素晴らしいご意見だと思います。

私が発言するのはどうかと思いますが、今、小林さんの様に、各地区の財政を、お互いに理解し合わないとお互いに潜在的に合併したら損するのではないかとか思いながらやるというのは悲しい事なので、どうしたらいいのだという事を先にテーブルに上げてから進めてもらえれば本当に楽だなあとと思うんですけどもね。厚田、浜益の議員さんの方もいらっしゃっておりますし、今、発言もございましたが、私たち市民として、この合併はどうなるのかというのがさっぱり分かっていないわけで、分っていないなりに今、こうして頭を悩ませているんですけども、各議員さんの立場でいくとどうでしょうか。

○中野委員：勿論、今、厚田、浜益がいろいろとご心配なさっている事は、十々、私たち石狩市民として、又、一議員としても、よく承知を致しているところでございます。しかし、国の政策として、これから10年、あるいは15年、色々な交付税措置をするという様な施策を立てておりますけれども、しかし、今、協議会を立ち上げて、合併すべく努力をしているところでございますけれども、これは、やっぱり、我々石狩市民としても合併をされた、という様な場合、そして10年あるいは15年経過をした、その時点で、今、国の政策で打出しているところの交付税等の面倒を一体看られるのかと、こんなことを考えると石狩市民としても本当に心配があるという事を心得て頂ければ、有難いと思います。と申しますのは、昭和の大合併の時はやっぱり国の政策によって、当時どんどん合併を進めた、しかし、やっぱり、国の財政難から、その飴玉と申しますか、それが5年、6年で打ち切りだという様な状況があるわけでございます。今の国の財政等から考えますと、その様な事も私達は石狩市民として心配する向きもある事も十分承知して頂け



れば有難いと思います。

○佐藤委員長：はい、ありがとうございます。只今、石狩の議員さんのご意見ですけれども、どうでしょう、やっぱり、話し合うのが一番素晴らしいと思うので。田村さん、議員の仲間として、今の話しはどうですか。

○田村委員：非常に石狩さんの方からご理解のある発言をいただいて、ありがとうございます。そういう事で、前回の合併協議会での合併方式等についても、私は、本来的にあまり合併の方式にはこだわらないという事は、この合併協議会で作る計画が、そして、これからの村民なり市民の人方が、どんな地域ができるのかという事が大切な事であって、編入合併だとか、新設合併だとかという事については、私は、あまり重要視すべき問題ではないのかなという考え方は前から持っているところです。ただ、たまたま前回の協議会で、石狩市の委員さんから、新設合併でも良いのではという意見が出た経緯もあって、私たち2村が、そういう意見がありながら、編入合併でも良いですよという意見がなかなか出しづらい雰囲気になっている事も事実であります。新設合併をする事によって、石狩市にとって、どの様なメリットがあるのか私には分かりませんが、やっぱり、その辺りを石狩市の委員さん方で、ある程度の意思統一をして欲しいというふうに思いました。ちょっと、協議の中の事から外れますが、あくまでも、私の意見です。

○佐藤委員長：ありがとうございます。はい、小林委員どうぞ。

○小林委員：私は、石狩市の社会福祉協議会の会長でございますが、今、厚田村、浜益村の会長と、とくと話し合いをやっているわけです。石狩は石狩で、5カ年の福祉の実施計画を作りますよと。厚田もちゃんと作ろうよ、浜益もきちんと作ろうよと、そこに、浜益の福祉の実態がきちんとある。それから、厚田は厚田でもって、厚田の社協の動きがきちんとある。石狩は石狩の社協の動きがきちんとある。そこでもって、今度は、そうすれば先程私が申し上げました様に、それぞれの福祉性があり、ソーシャルニーズがありますから、そこをどうやってドッキングするか。その辺を今後仲良くしてやろうという事を今言っているわけです。それから、合併ありきだとか、合併あるとか、ないとか、そんな考え方はやめようじゃないか。それぞれがはっきりしたものを持つてではないかと。そして、もし、合併になったのならば、我々はそこで、社協の三者が集まって、協議を開いて、作っていいのではないかと。それにはやっぱり、浜益の個性があり、厚田の個性があり、石狩の個性がある。従って、この基本的なものは常に同じだけれども、具体的な動きとして違うものがあると。それをお互いに認め合わなければダメだなという、その様な事を今雑談の中で言っております。

○佐藤委員長：地域自治のこの事を申し上げたいのですが、制度の概要について、今、いろいろなお話しがございましたけれども、これからの制度につきまして、国の動向によって、まだまだ未確定の部分、先程、事務局からのお話しでもありました様に、まだ、過程の中でございまして、これからいろいろな、山、谷があるのだらうと思います。その様な事を考えながら、この辺で5分位、暫時休憩をしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(休憩)

○佐藤委員長：再開をしたいと思います。それで、先程、休憩の時に申し上げておりますが、今後の小委員会の運営及びスケジュールを事務局の方から説明をして頂きたいと思いますのでよろしくお願い致します。

○松儀総務班長：資料7の「小委員会の運営及びスケジュールについて」をご説明させて頂きます。運営にあたりましては、協議会の会議運営規程の第6条から第13条までの規定を準用する

という事になっております。これは、協議会の運営と同様に会議や会議録が全て公開のもとで行うという事になっております。次、2ページ目をお開き下さい。(3)ですが、本小委員会の協議の経過や結果につきましては、協議会の場で、委員長が報告をするという事となっております。ですので、本日の小委員会につきましては、来週開催される第3回の協議会において、委員長から経過報告していただく事になっております。続いて(5)会議の開催場所についてですが、協議会と同様、原則として3市村の持ち回り開催を予定しております。次に、当面のスケジュールについて、説明致します。小委員会の進め方のところで申し上げましたが、次回以降の小委員会の開催は、国の動向、協議会の審議経過を踏まえながら、進めていく事になります。開催予定と致しまして4つ挙げております。1つ目は、第27次地方制度調査会最終答申提出後の11月、三位一体改革の方向性が示されるであろう国の平成16年度予算概算決定後の12月、新しい法律の内容や関係法令の改正の内容が見えてくる平成16年、通常国会召集後の1月を想定しております。その他、国において地域自治組織等における動きがある場合につきましては、必要に応じて開催する予定ですので、11月以前の開催もあり得るという事をご了承頂きたいと思っております。先程も申し上げましたが、これらの動きにつきましては、新聞報道等に注目して頂ければと思っております。最後に小委員会の協議の目途についてですが、遅くとも新市建設計画策定終了前までに協議を終わらせなければならないという事になっております。先般の新市建設計画小委員会で確認されておりますが、建設計画の策定スケジュールによりますと、策定の終了が、16年の5月という事になっておりますので、大体3月頃を目途に進めていきたいと思っております。3ページ目に付けました「地域自治組織等小委員会スケジュール参考資料」と致しましては、今申し上げました様々な動きを表にしておりますので、参考までにご覧になっていただきたいと思います。

○佐藤委員長：はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので協議に入りますが、何か、今のスケジュールに対しまして、ご質問をいただきたいと思うのですが、ございませんか。

はい、お願いします。

○河合委員：11月、12月、1月のその中から1回選んで開くという意味ですか、それとも3回開くという意味ですか。

○佐藤委員長：事務局、よろしいですか。

○清水事務局次長：どちらかという、まだ分らないのですけれども、今の腹づもりとしては少なくとも、3回開かなければならない。それまで、恐らく三位一体にしろ、実態が分ってくる状況が12月、その前の11月には、本報告、法案化が年明けで提出されるという、いろいろな情報が一気に年末にかけて噴出して来るわけで、それに合わせて私どもも動かなければならないので、月に一回よりも多くなってしまいかも知れません。そういう頃に集中するという事を含んでおいて頂きたいという意味でご説明したところです。

○佐藤委員長：分りましたか。他にございますか。はい、どうぞ。

○小林委員：こんな方向に、どうも行きそうだというふうな、9割位がこういくよという様な、そんな情報は入ってこないでしょうか。

○佐藤委員長：事務局、よろしいですか。

○清水事務局次長：そういう情報はいまの所は無いのですが、11月の本報告に向けてですから、恐らく、夏場過ぎ、秋口になってくると、ちょろちょろ漏れてくるのではないかと思いますので、そういうものが漏れてきて、私どもに情報が入りましたら、必要に応じて小委員会を開催したい

と思います。その時まで、少々お待ち下さい。

○佐藤委員長：はい、小林委員。

○小林委員：それでね、小委員会を開催しなくてもいいから、情報があつたら送ってこなければならぬと思う。やっぱり委員も勉強しなければならないから。ただ、説明を受けるだけでは、分らないです。

○佐藤委員長：事務局、よろしいですか。

○清水事務局次長：承知致しました。

○小林委員：よろしく頼みますよ。

○佐藤委員長：他にありませんか。ざっくばらんどうぞ。はい、どうぞ。

○桐山委員：今日の小委員会に出席しまして、石狩の委員さんに温かいご意見を伺いまして、本当にほっとしているところでございます。今まで、統一選挙以前の新聞なんかを見ますと、石狩の住民の方は、合併の必要性に迫られているというわけでもありませんよね。あえて、合併しなくても、5万人以上の都市であり十分なわけですから、市民の方も、あまり関心が無いというか、むしろ、札幌の方に向いているとかという様な新聞等の報道なんかもあったわけですが、私どもは、小さい村に住んでいるわけですが、いろいろ転勤して歩きまして、厚田村が良くて住ませてもらっているわけで、決して、合併に大賛成というわけではございません。将来の事を考えると、悔いのない様にしておかなければという気持ちでこういう合併協議会が設立されたという事については、大賛成であります。合併するという事が前提ではありませんから。それが、どうも、最初はその様に見えていなかったんですよ。ですから初回には、ああいう協議会の中でいろいろな意見も出たのではないかと思います。私たちの不勉強もありますけれども。この間、勉強会がありまして、資料を見せて頂いて、その点はすっきり致しました。そして、石狩の委員さん方から、温かいご意見が出たという事については、私は本当に有難いなと思っております。これからいろいろとご無理を言うかも知れませんが、先程申し上げました様に中間発表がありました、何とか、法人格でなくても良いですから、新しい方向で、旧市町村に何らかのそういう形で、そういう機関が残るといふ事がある様に私達は希望したいと思っておりますので、その点、これから勉強しなければなりませんけれども、よろしくお願ひしたいなと思います。

○佐藤委員長：はい、ありがとうございました。では、この位で今日は閉めたいと思いますが、よろしいでしょうか。本委員会は3市町村持ち回りで開催する事に、それぞれ了承していただきたいと思ひます。又、これからのスケジュールにつきましては、国や協議会の動きを見極めた上で、事務局と相談をしながら、小委員会を招集したいと思ひますので、その辺、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○佐藤委員長：ありがとうございます。では、その様に、これから進めて参りたいと思ひます。それから、先程、この報告を私、委員長がやらなければならないという大変な責務があるわけですが、この辺も事務局と、よく相談しながら、ご指導いただきながら、報告をしたいと思ひますのでよろしくお願ひ致します。最後に、事務局の方から、次回開催日程等について報告をさせます。お願ひします。

○松儀総務班長：第2回の小委員会の開催につきましては、先程、スケジュールのところでご説明した通りでございます。今回の出欠の確認方法と同様に時期が近づきましたら、往復ハガキで出欠につきまして確認させていただきたいと思ひます。出席者が一番多い日を開催日という事で、

日程調整を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤委員長：はい、それでは、以上で本日の委員会を閉会致します。誠にありがとうございますました。

(以 上)

上記地域自治組織等小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証  
すため、ここに署名する。

平成      年      月      日

地域自治組織等小委員会委員長      佐藤 豊治